

公益社団法人川越市シルバー人材センター
会員の就業規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人川越市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を發揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって信条、性別、社会的地位、門地、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就 業

(複数就業の禁止)

第3条 センター会員は、センターが受注した仕事(請負・委任委託事業、無料職業紹介事業、一般労働者派遣事業)に就業中或いはセンター事業以外に他で就業しているときは、請負・委任委託事業の就業を希望することができないものとする。

2 前項において就業の日数、及び時間数が著しく少ないときはこの限りではない。

3 前項の判定は、就業適正化委員会が行う。

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、会員からの付託を受け、センターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接の交渉当事者とはならないものとする。

(仕事の配分手順等)

第5条 センターは、受注した仕事について就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員(以下「就業会員」という。)の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録し保管するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 就業会員は、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、発注者の 確認を受け、就業の終了後速やかに就業報告書をセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第6条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業する会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業にあたり、次の点に留意するものとする。

- (1)センターから提供された仕事について誠実に履行するものとする。
- (2)やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届ける。
- (3)就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めることとする。
- (4)原則として、年1回以上健康診査等を受診し、自己の健康管理に留意しなければならない。

(守秘義務)

第8条 会員は、個人情報保護に関する法律を順守し、就業上知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らしてはならない。また、退会後も同様の義務を負うものとする。

第3章 配分金

(配分金支払の原則)

第9条 就業に伴う配分金については、就業の都度、仕事の内容、就業時間等により、毎月末日に締切り、原則として翌月25日に支払うものとする。ただし、支払日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日とする。

- 2 センターは、就業した会員に対する配分金を、現金又は会員の同意を得てセンターの指定金融機関の会員預金口座へ振込により支払うものとする。
- 3 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができるものとする。

(配分金基準の原則)

第10条 会員の就業に対する配分金基準は、その地域における類似の仕事の対価及び仕事の種類、内容等を勘案し社会的に相当な内容のものとし、理事会の決議によるものとする。

- 2 その基準を定めるに当たり、最低賃金法、家内労働法で定める基準を尊重するものとする。

第4章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第11条 会員が共同作業を必要とする仕事に就業するときは、第2章の就業に関する定めに加え、次の点に留意するものとする。

- (1)就業会員の中からリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康

状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどについて、センターに協力する。

- (2) 就業会員は、仕事の遂行についてリーダーの指示に従い相互に助け合い協力する。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任の精神をもって努力する。
- (4) 就業会員が、怪我をし、又は急病になったときは、共同作業中の会員は協力して応急の措置をとるとともに、直ちにリーダー及びセンター、発注者に連絡するものとする。
- (5) 第14条に規定する賠償事故についても前号と同様の措置をとるものとする。

(就業の終了等)

第12条 就業会員は、次の各号のいずれか該当するときは、その就業を終了するものとする。

- (1) 仕事が完了したとき
 - (2) あらかじめ定められた就業期間が満了となったとき
 - (3) 天災地変、その他止むを得ない事由により、就業の継続が不可能となったとき
- 2 就業会員が次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める就業適正化委員会に諮るものとする。
- (1) 本人の就業が、健康上継続しがたいと認められるとき
 - (2) 就業会員が第7条、第8条及び第11条の規定に反し、就業上適性を欠くと認められたとき
 - (3) 会員が定款の趣旨に反して秩序を乱し、あるいはセンターの名誉を棄損したとき

第5章 傷害保険

(傷害保険)

第13条 会員が就業中又は就業場所への往復途上における傷害事故については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者又は共同作業員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うものとする。

第6章 損害保険

(損害保険)

第14条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、保険契約上の免責額は会員の自己負担とする。

- 2 会員が故意又は重大な過失あるいは使用自動車の管理等に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員がその責めを負うものとする。

第7章 雑 則

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。